一次下請業者の社会保険等加入状況の確認

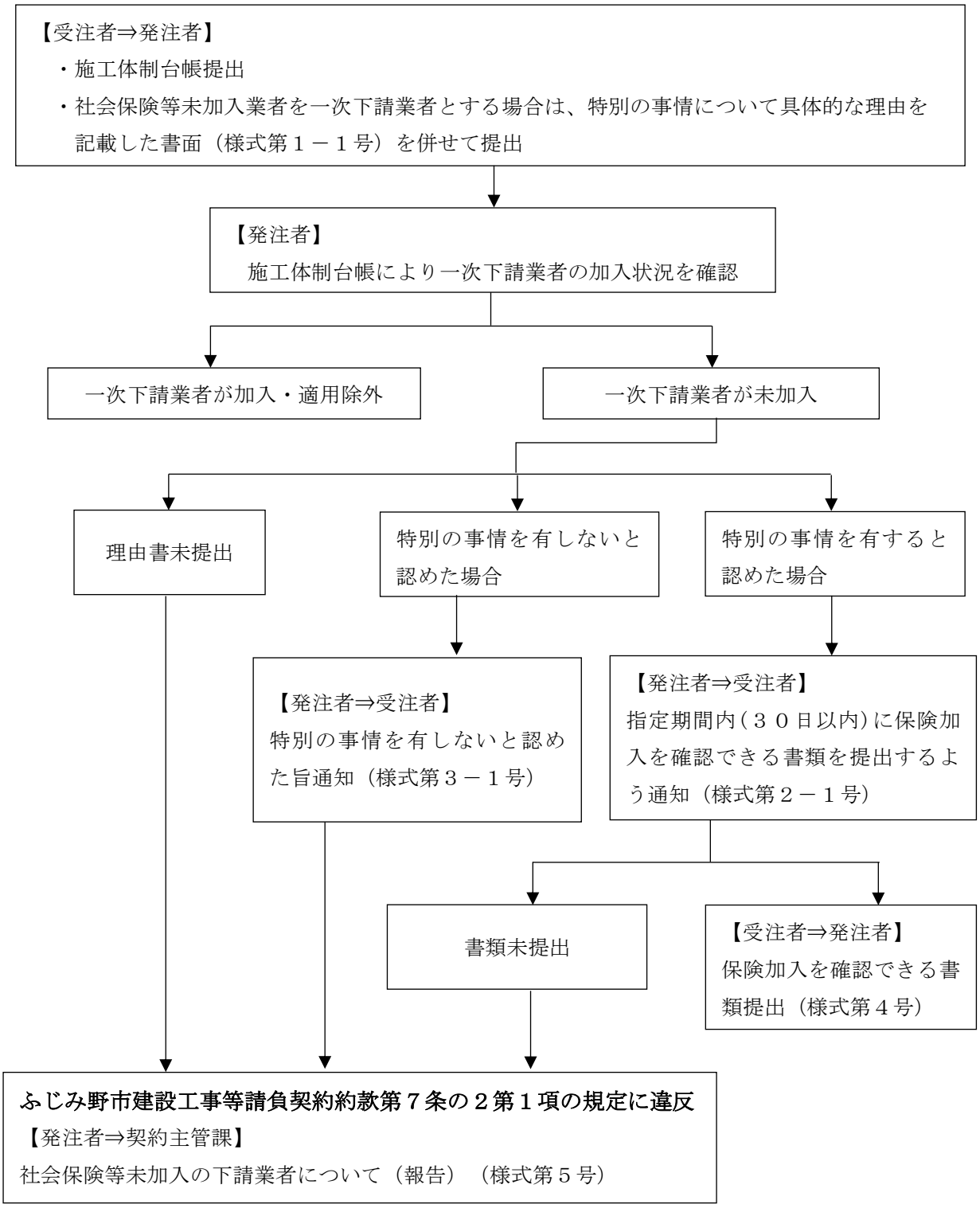

二次以下の下請業者の社会保険等加入状況の確認

【受注者⇒発注者】
・施工体制台帳提出
・社会保険等未加入業者を二次以下の下請業者とする場合は、特別の事情について具体的な理由を記載した書面（様式１－２号）を併せて提出

↓

【発注者】
施工体制台帳により二次以下の下請業者の加入状況を確認

↓

二次以下の下請業者が加入・適用除外

二次以下の下請業者が未加入

↓

理由書未提出

特別の事情を有しないと認めた場合

特別の事情を有すると認めた場合

【発注者⇒受注者】
指定期間内（３０日※以内）に保険加入を確認できる書類を提出するよう通知（様式３－２号）
※二次下請業者は６０日間　延長可能
三次以下の下請業者は９０日間　延長可能

【発注者⇒受注者】
特別の事情を有すると認めた旨通知（様式２－２号）

書類未提出

【受注者⇒発注者】
保険加入を確認できる書類提出（様式４号）

ふじみ野市建設工事等請負契約約款第７条の３第１項の規定に違反
【発注者⇒契約主管課】
社会保険等未加入の下請業者について（報告）（様式第５号）